

令和4年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年4月25日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年4月25日(月) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

13番 山内 盛雄

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 山田 智郷

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第1号】 農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件

【議案第2号】 農地法第5条の規定による許可申請 …… 1件

(2) 報告案件について

【報告第1号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 3件

2 その他

農業委員会による最適化活動の推進等について

会 長 皆さん、こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだ日によって気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和4年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。なお、山内 盛雄（やまうち もりお）委員から欠席の連絡をいただいております。

また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただき、ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番 伊藤 正敏（いとう まさとし）委員と2番 酒井 温司

（さかい あつし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第1号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第2号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 1件

（2） 報告案件について

【報告第1号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

【その他】

それでは、【議案第1号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号R4-1をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農地の管理が困難になった\_\_\_\_さんと農業経営拡大をしたい\_\_\_\_さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、耕運機、軽トラを各1台所有しており、従事日数は世帯合計で230日、経営面積は田と畑をあわせて2,033㎡、申請地への通作距離

は約150m、通作時間は車で平均1分です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員となります。

樋 口 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、許可書を交付することといたします。

続きまして【議案第2号】農地法第5条に規定による許可申請1件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、R4-1番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は専用住宅です。

申請者は、北名古屋市の共同住宅で3人家族で生活しております。子供の成長及び今後の両親の介護等も考え申出者の実家周辺の市街化区域にて戸建て住宅の建設を検討しておりました。しかし、空きのある住宅や自己の所有する土地はありませんでした。

今回選定しました土地は本家から一番近い大規模集落が形成されている集落内にあり、分家住宅建築の要件に合致しました。

申請地は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益施設がある区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー(ア)ーaー(a)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件も樋口委員の地元となりますが

樋 口 委 員 問題ございません。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。  
続きまして【報告第1号】について議案としますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。  
事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは説明いたします。  
議案書3ページをご覧ください。  
番号123、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_番、\_\_\_\_番で3筆とも登記現況共に畑です。  
こちら小崎推進委員の案件となります。

小崎推進委員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。  
続きまして番号124、\_\_\_\_\_番で登記畑・現況雑種地です。  
こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。  
ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号125、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田です。  
こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事 務 局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
以上のことについて質問などありますか。  
(質問等特になし)  
続きまして、【その他】農業委員会による最適化活動の推進等についてを議題とします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは説明します。

今年の2月に「農業委員会による最適化活動の推進等についての通知」が農水省経営局長通知により発出されました。

これよると、農業委員会として最適化活動に係る目標を設定し、委員は最適化活動の内容（委員としての活動）を本日お配りした農業委員会活動記録セットに記録し、農業委員会で記録をもとに活動実績と目標達成状況を点検・評価します。その後、結果を公表し、愛知県知事を経由して国に報告することとなっております。公表については、清須市農業委員会としての実績を公表するものであり、委員個人の実績については、農業委員会内部での共有事項とし、公表するものではありません。

次に委員の皆様へ、行っていただくことについて説明します。

事前にお配りした「活動記録セット」の表紙を1枚はねてください。まずは頁下段の「一年間の活動目標」をご記入ください。活動目標については、右側1頁の上段にある記載例のように、担い手不足の解消や耕作放棄地対策、新規参入の促進活動など、農業委員としての活動であれば何でも結構です。

「一年間の活動目標」を設定しましたら、日々の委員としての活動記録を13頁以降に記入して下さい。日々の活動とは、9頁から11頁に例示されておりますとおり、農業委員会総会への出席、外出時に農地の状況を確認することや地元と農業についての立ち話も活動となるため、特別なことをしなければならぬというよりは、今まで日常でされていた農業に関する事柄を記録していただくということです。記入していただいた活動記録は半年または3ヶ月に1度提出していただくことを予定しておりますので、その際は文書および農業委員会開催時にお知らせいたします。

最後に評価についてですが、まずご自身で活動を点検・評価し、その後事務局で確認を行った後、委員全員で共有する予定をしております。評価については、設定した目標に対して具体的に点数での評価ではなく、期待を大幅に上回る結果が得られた、期待を上回る結果が得られた、期待通りの結果が得られた、期待をやや下回る結果となった

という4段階となります。

冒頭でも説明したとおり、委員個人の活動実績が公表されることはありませんが、愛知県及び国に対して実績として報告することとなります。

令和4年度はこのように進めてまいりますので、お手数とは思いますがご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和4年5月25日、水曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願い申し上げます。

以上で令和4年度第1回農業委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。